

都市再生整備計画 事後評価方法書

木曾川左岸江南北部地区

平成 22 年 6 月

愛知県江南市

(1) 成果の評価

1) 都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況

指標 1 :	来街観光客数
A : 事前評価時の『従前値』の求め方	
従前値の基準時点	都市再生整備計画策定時 (平成 17 年度 : 平成 18 年 3 月 31 日時点)
実施主体	産業観光課
計測手法	・ 産業振興課が管理している観光レクリエーション利用者統計調査票より平成 17 年度の「江南藤まつり」「江南市民まつり」「江南菊まつり」「江南市民花火大会」「江南花卉園芸公園」の各観光客数の合計より算出。
B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方	
計測時期	平成 22 年 6 月 1 日時点
実施主体	産業振興課(評価値の推計はまちづくり課(都市再生整備計画事業主管課)が実施)
データの計測手法	・ 産業振興課が管理している観光レクリエーション利用者統計調査票より年次毎の「江南藤まつり」「江南市民まつり」「江南菊まつり」「江南市民花火大会」「江南花卉園芸公園」の各観光客数の合計より算出。
評価値の求め方	・ 計測時点では、平成 22 年度「江南市民まつり」「江南菊まつり」「江南市民花火大会」は未開催である。また、来街観光客数に影響のある道路事業や高質空間形成施設(遊歩道・サイクリングロード整備事業、「花の広場」整備事業)、地域創造支援事業(高屋小規模排水路整備事業、景観形成事業、市民緑化推進事業)まちづくり活動推進事業(花いっぱい運動事業)が事業継続中であり、効果が発現しているとはいい難い。 ・ そのため、過去の来街観光客数(平成 18 年から平成 21 年までのトレンド)および平成 22 年度「江南藤まつり」の観光客数から評価基準日【平成 23 年 3 月 31 日】の来街観光客数を推計し、評価値(見込値)とする。
確定/見込みの別	確定 見込み
C : フォローアップ時の『確定値』の求め方	
フォローアップの必要性	あり なし
計測時期	平成 23 年 5 月 (平成 22 年観光レクリエーション利用者が確定した段階)
実施主体	産業振興課
計測手法	・ 産業振興課が管理している観光レクリエーション利用者統計調査票より平成 22 年度の「江南藤まつり」「江南市民まつり」「江南菊まつり」「江南市民花火大会」「江南花卉園芸公園」の各観光客数の合計を計測する。

指標 2 :	公共宿泊施設利用者率	
A : 事前評価時の『従前値』の求め方		
従前値の基準時点	都市再生整備計画策定時（平成 16 年度：平成 17 年 3 月 31 日時点）	
実施主体	産業観光課	
計測手法	・ すいとぴあ江南利用状況報告書にある平成 16 年度のすいとぴあ江南宿泊室の稼働率より計測	
B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方		
計測時期	平成 22 年 6 月 1 日時点	
実施主体	産業振興課(評価値の推計はまちづくり課(都市再生整備計画事業主管課)が実施)	
データの計測手法	・ すいとぴあ江南利用状況報告書にある年度毎のすいとぴあ江南宿泊室の稼働率より計測	
評価値の求め方	<ul style="list-style-type: none"> 計測時点では、公共宿泊施設利用者率に影響のある高質空間形成施設（遊歩道・サイクリングロード整備事業、「花の広場」整備事業）や地域創造支援事業（高屋小規模排水路整備事業、景観形成事業、市民緑化推進事業）、まちづくり活動推進事業（花いっぱい運動事業）が事業継続中であり、効果が発現しているとはいえない。 そのため、すいとぴあ江南利用状況報告書にある平成 18 年から平成 21 年までの宿泊率の傾向から評価基準日【平成 23 年 3 月 31 日】の公共宿泊施設利用者数を推計し、評価値（見込値）とする。 	
確定 / 見込みの別	確定	
	見込み	
C : フォローアップ時の『確定値』の求め方		
フォローアップの必要性	あり	
	なし	
計測時期	平成 23 年 5 月（平成 22 年度公共宿泊施設利用者率が判明した段階）	
実施主体	産業振興課	
計測手法	・ すいとぴあ江南利用状況報告書にある平成 22 年度のすいとぴあ江南宿泊室の稼働率より計測	

指標 3 :	花いっぱい運動等活動箇所数	
A : 事前評価時の『従前値』の求め方		
従前値の基準時点	都市再生整備計画策定時（平成 17 年度：平成 18 年 3 月 31 日現在）	
実施主体	都市計画課（まちづくり交付金主管課）	
計測手法	・まちづくり課が管理している花いっぱい運動等活動記録より平成 17 年度の花いっぱい運動の活動箇所を計測(たとえば、前飛保夢の会などのボランティア団体が活動している箇所を 1 箇所として数える。)	
B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方		
計測時期	平成 22 年 6 月 1 日時点	
実施主体	まちづくり課（都市再生整備計画事業主管課）	
データの計測手法	・まちづくり課が管理している花いっぱい運動等活動記録より花いっぱい運動の活動箇所を計測	
評価値の求め方	<ul style="list-style-type: none"> 計測時点では、花いっぱい運動等活動箇所数に影響のあるまちづくり活動推進事業（花いっぱい運動事業）が事業継続中であり、効果が発現しているとはいえない。 そのため、年 2 回行われる花いっぱい運動の内、第 1 回目が終わった時点の平成 22 年 6 月 1 日現在の花いっぱい運動活動箇所数と過年度の傾向等から推計した花いっぱい運動箇所数を評価基準日【平成 23 年 3 月 31 日】の花いっぱい運動等活動箇所数とし、評価値（見込値）とする。 	
確定 / 見込みの別	確定	
	見込み	
C : フォローアップ時の『確定値』の求め方		
フォローアップの必要性	あり	
	なし	
計測時期	平成 23 年 5 月	
実施主体	まちづくり課（都市再生整備計画事業主管課）	
計測手法	・まちづくり課が管理している花いっぱい運動等活動記録より平成 22 年度の花いっぱい運動の活動箇所を計測	

(1) 成果の評価

2) その他の数値指標 (当初設定した数値目標以外の指標) による効果発現の計測

数値指標:	すいとびあ江南利用者数				
記述理由	すいとびあ江南宿泊室の稼働率(指標2)のほか、すいとびあ江南全体の利用者の推移により、指標2を補完するほか、目標に記載されている「観光客が江南市を訪れたくなるようなまちづくり」の効果発現を評価する。				
A: 事前評価時の『従前値』の求め方					
従前値の基準時点	都市再生整備計画策定時(平成17年度:平成18年3月31日時点)				
実施主体	産業観光課				
計測手法	・すいとびあ江南利用状況報告書にある平成16年度のすいとびあ江南利用者数より計測				
B: 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方					
計測時期	平成22年6月1日時点				
実施主体	産業振興課(評価値の推計はまちづくり課(都市再生整備計画事業主管課)が実施)				
データの計測手法	・すいとびあ江南利用状況報告書にある年度別のすいとびあ江南利用者数より計測				
評価値の求め方	<ul style="list-style-type: none">計測時点では、道路事業や高質空間形成、地域創造支援事業(高屋小規模排水路整備事業、景観形成事業、市民緑化推進事業)、まちづくり活動推進事業(花いっぱい運動事業)が事業継続中であり、効果が発現しているとはいえない。そのため、過去の傾向(平成18年度~平成21年度)のすいとびあ江南利用者数から評価基準日【平成23年3月31日】のすいとびあ江南利用者数を推計し、評価値(見込値)とする。				
確定/見込みの別	<table border="1"><tr><td></td><td>確定</td></tr><tr><td></td><td>見込み</td></tr></table>		確定		見込み
	確定				
	見込み				
C: フォローアップ時の『確定値』の求め方					
フォローアップの必要性	<table border="1"><tr><td></td><td>あり</td></tr><tr><td></td><td>なし</td></tr></table>		あり		なし
	あり				
	なし				
計測時期	平成23年5月(平成22年度すいとびあ江南利用者数が判明した段階)				
実施主体	産業振興課				
計測手法	・すいとびあ江南利用状況報告書にある平成22年度のすいとびあ江南利用者数より計測				

(2) 実施過程の評価

1) モニタリングの実施状況の確認

A: 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア 都市再生整備計画に実施することを記載した
- イ 都市再生整備計画に記載しなかった
- ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

B: 実施事項 (Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

なし

C: 事後評価時の確認方法

時 期

確 認 先

確認方法

2) 住民参加プロセスの実施状況の確認

A: 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア 都市再生整備計画に実施することを記載した
- イ 都市再生整備計画に記載しなかった
- ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

B: 実施事項 (Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

道を歩く人の目を楽しませるよう地域のボランティアの人達が行う花の植栽について、市が花の苗や用土、肥料などを購入し配布を行って花いっぱい運動を推進する。

C: 事後評価時の確認方法

対 象

花いっぱい運動の実施状況について確認する。

時 期

交付終了年度(平成22年7月1日時点)

確 認 先

まちづくり課(住民参加担当課)

確認方法

花いっぱい運動団体の活動記録で、住民参加プロセスの実施状況を確認する。

3) 持続的なまちづくり体制の構築状況の確認

A: 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア 都市再生整備計画に実施することを記載した
- イ 都市再生整備計画に記載しなかった
- ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

B: 実施事項 (Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

なし

C: 事後評価時の確認方法

対 象

時 期

確 認 先

確認方法

(3) 効果発現要因の整理

時 期	平成 22 年 7 月 ~ 8 月
実施主体	まちづくり課(都市再生整備計画事業主管課)
検討体制	まちづくり課が主管課となり、事業に係わる他の 13 課（防災安全課、市民サービス課、産業振興課、環境課、福祉課、高齢者生きがい課、子育て支援課、土木建築課、地域協働課、行政経営課、総務予防課、教育課、生涯学習課）による庁内の横断的な組織として江南市都市再生整備計画策定会議を設置し、会議を開催する。 アドバイザーとして、学識経験者に参画を依頼する。

(4) 今後のまちづくり方策の作成

時 期	平成 22 年 8 月 ~ 9 月
実施主体	まちづくり課(都市再生整備計画事業主管課)
検討体制	前記の江南市都市再生整備計画策定会議にて、ブレイン・ストーミングにより整理する。

(5) 事後評価原案等の公表

	原案の公表	評価結果(最終)の公表
時 期	平成 22 年 10 月	平成 23 年 3 月
実施主体	まちづくり課(都市再生整備計画事業主管課)	まちづくり課(都市再生整備計画事業主管課)
公表方法	市ホームページに掲載するほか、まちづくり課(都市再生整備計画事業主管課)での閲覧を行う。市報等で周知する。 公表期間は 2 週間とする。	市ホームページに掲載するほか、まちづくり課(都市再生整備計画事業主管課)での閲覧を行う。市報等で周知する。 公表期間は原則 5 年とする。

(6) 評価委員会の審議

時 期	平成 22 年 11 月
実施主体	まちづくり課(都市再生整備計画事業主管課)
設置・運用方法	学識経験者、江南市まちづくり会議の委員及び地元住民代表等で構成する江南市都市再生整備計画事業評価委員会を設置し、市の要綱で運用する。

(7) その他の機会における有識者からの意見聴取の予定

聴取方法	なし
------	----

(3) ~ (6) の検討以外に市町村で任意に有識者から意見聴取を予定する場合に記入

(8) 事後評価に必要な経費に関わる予算措置の状況

予算措置の状況	ア 費用は発生しない イ 費用は発生するが、予算措置を講じている ウ 費用は発生するが、予算措置は講じていない エ その他 ()
---------	--

都道府県名	愛知県
市町村名	江南市
地区名	木曾川左岸江南北部地区
計画期間	平成 18 年度 ~ 平成 22 年度
作成者	部署 都市整備部まちづくり課
	役職 主査
	氏名 岡 久雄
連絡先	TEL 0587-54-1111
	FAX 0587-56-5952
	E-mail tokei@city.konan.lg.jp